

## 第10期 第13回 男女平等参画推進審議会議事録（要旨）

開催日時	平成22年10月15日（金）午後7時～9時
開催場所	立川市女性総合センター 第1会議室
出席者	松田美佐、露木肇子、野中 映、丸山和夫、佐藤良子、中村陽子、加藤恭子、太田靖敏、田中愛誠、二場美由紀、川合 薫 事務局（部長以下5名）
傍聴者	なし
配布資料	・ 第4次男女共生社会推進計画取組状況報告書（H17～21年度） ・ 第5次男女平等参画推進計画の進め方について
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）立川市第5次男女平等参画推進計画の推進について</p> <p>①ワーク・ライフ・バランスの推進（事業所と地域の仕組みづくり）</p> <p>②雇用の場における男女平等参画の促進</p> <p>③配偶者等からの暴力の防止（早期発見と被害者の支援のための仕組みづくり）</p> <p>（2）その他</p> <p>議長  それでは第13回男女平等参画推進審議会を始めさせていただきます。事務局のほうから資料の説明をお願いします。</p> <p>男女平等参画課長  まず、最初に第一分科会の資料をお開きください。</p> <p>これは第5次男女平等参画推進計画の第1のテーマです。そのなかで4つの新規事業を取り出して作業部会の中で検討しております。作業部会は産業振興課、協働推進課、保育課、子育て推進課、男女平等参画課の5つの課のメンバーにより構成されています。4つの新規事業は現在計画中のもので予算もついておりません。皆様からの意見をいただいて、よりよい制度を作って行きたいと思っております。本日、諮らせていただく議題は第一部会で現在検討している優良事業所表彰制度の創設についてです。個別計画の中で掲げました4つの事業計画の</p>

	<p>うちの①の働きやすい事業所表彰と④の事業所の地域貢献促進のための仕組みづくりに関連します。</p> <p>現在検討している内容は優良事業所表彰制度の創設です。これは育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の適用拡大を受け、事業所内に保育室を設置するなど従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した事業運営を行なっている市内の事業所を募集し、一定基準を満たす事業所として認定するとともに、優良事業所を表彰することで、同様な取組みを行う事業所の拡大・定着を図るものです。</p> <p>募集条件は仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果を上げている市内に本社又は主たる事業所を置く企業とし、おおむね過去3年間において、労働関係法令に関し違反がなく、かつ、社会通念上表彰するにふさわしくないと認められる行為を行っていないことです。募集方法は公募によります。</p> <p>審査主体は選考委員会を立ち上げそこで選考することとします。また、選考委員会は市民、学識経験者、企業の代表者等7名以内で組織することとします。</p> <p>審査基準は書類調査又は面接調査のいずれかを実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進に顕著であると認められるものについて選考し、市長が決定することとします。表彰方法は表彰状を交付することとします。公表方法はホームページ及び広報たちかわに掲載します。名称はワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰とします。</p> <p>参考に伊丹市の事業所表彰の概要を添付いたしましたのでご確認をお願いします。</p> <p>審議会委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>委員 F 審査主体というところで選考委員会を立ち上げるとありますが、この方達の考え方によって表彰される事業所が決まると思いますが、選考委員会の委員を決めるのは誰がやるのでしょうか。</p> <p>男女平等参画課長 委員 E それは市で決めます。</p> <p>立川市の中に本社または主たる事業所をおくとありますが、保育所を設けてなおかつ様々な両立支援を行って</p>
--	--

	<p>総合政策部長</p> <p>いる企業があるのだろうかと思いました。市内にそういう事業所はあるのでしょうか。</p> <p>市内の事業所は全部で約7,700～7,800ありますが、事業所内に保育所を設けているところは3箇所程度しかありません。添付しました、伊丹市の例では取り組み事例をいくつか挙げておりますが、立川市にふさわしい項目がどのようなものなのかということを選考委員会の中で考えてもらいます。審査基準をどのようなものにしたらいいか決めるのが選考委員会の役割です。</p> <p>委員K</p> <p>選考委員会というと審査基準があつてその基準に照らし合わせて選ぶ委員会と思うので名称自体を検討したほうがよろしいかと思います。</p> <p>委員F</p> <p>以前この審議会資料として立川市にある事業所の実態についての報告書を頂いたと思いますが、その中で産休を取った後も再就職しやすい事業所が発表されていたと思います。そんなに大きい企業ではなく、立川なりの規模の中でワーク・ライフ・バランスに熱意を持って取り組んでいる事業所を表彰するべきだと思います。そういう趣旨で捉えていいですか。</p> <p>総合政策部長</p> <p>立川市の表彰制度ですから、立川らしい制度を作るべきだと思っております。資料では選考委員会になっておりますが、審査委員会みたいなものを作り、その中で年度ごとに審査基準を検討するのもひとつの方法かと思っております。</p> <p>委員K</p> <p>委員会を立ち上げて基準を公表し、その後に募集をかけて審査をするとなるとかなり長い期間がかかると思います。</p> <p>総合政策部長</p> <p>例えば指定管理者の公募をかける場合、早い時期に基準を決めて、公募をかけます。公募の間は活動を休止するわけですが、審査するときには3回から4回くらいかけて審査会を行い決定していきます。こちらの審査委員会も同じような形式で行い、半年くらいかけて行っていくのではないかと思います。</p> <p>委員J</p> <p>選考委員会の中の学識経験者と書いてありますが、学識経験者とは別に有識経験者という定義もあります。有識</p>
--	---

	<p>というのは一般的には学識よりも広い意味で捉えることができ、企業の代表者なども含まれると思います。</p> <p>特にワーク・ライフ・バランスに関連する部署は総務部や人事部の方が実務に携わっていらっしゃるので、様々な知識や経験をお持ちだと思います。立川市の場合学識経験者の定義はどのように決められているのでしょうか。</p> <p>総合政策部長 厳格な規定というのはありません。審査委員会にはこの分野に詳しい大学の教授の方、弁護士の方、労働分野で携わっている方の中から数名を選んでいく予定です。企業の代表者については、商工会議所をお願いしてご推薦いただきます。また全体で7名でしたら立川市の場合30%は女性にするという内部規則もありますので、こういうことも考慮しながら決めていくつもりです。</p> <p>委員H 学識というのは広い意味で捉えていただいて結構です。</p> <p>この優良事業所の表彰制度の事業所側のインセンティブというのは広報やホームページに載せていくというお話を伺いました。事業所側からすると、あまり大きなメリットに感じないのではないのでしょうか。ほかに事業所側にメリットのあることは他にも考えていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>総合政策部長 現金を給付するという方法は一番相応しくないと考えております。広報活動を通じて事業所等の良い取り組みを市民の方に情報提供していくというのが良いと思っております。総合評価制度がこれから契約の中に出てくると思います。項目の中には環境に関する取り組みというのも評価項目に入ってきますし、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みも評価項目に入ってくるという、企業にとってもプラスになるような仕掛けを作っていくと応募してくれないのではないかと考えております。</p> <p>委員K 先ほどホームページには3年間載せるとご説明がありましたが、なぜそんなに短い期間なのでしょう。</p> <p>総合政策部長 まだ、検討の段階です。審査委員会の中で、何年間載せるべきかを検討していけばいいと思います。また、審議会</p>
--	---

		<p>のほうでも制度設計に関与していただきたいと思いを す。</p>
委員K		<p>ホームページはいくらでも載せることができるので、表 彰するというのであればずっと載せておいてもいいと思 います。</p>
事務局		<p>表彰した会社が今後不法行為等を行う可能性もありま すので、ある程度の年数で区切ってまた応募していただ くのが良いのではないかと考え、年数を区切らせていた だきました。</p>
委員K		<p>ある時点では表彰に値する企業だったという証拠だと 思います。その後悪くなったからといって、以前表彰に 値するところまで否定される のかなという気がします。</p>
総合政策部長		<p>不法行為があれば取り消しすればいい話なので委員の ご意見も踏まえ検討していきます。</p>
委員F		<p>今、育児に参加している男性のことをイクメンと呼び、 テレビなどで紹介されていますけど、表彰されて、事業 所の取り組みが市民の方に知られることは、頑張って やっている方の励みになるからぜひやってほしいです。 保育所のある事業所と男性の育休をとりやすくさせて いるような職場や女性の育児休業の後に職場復帰をし やすくしているかということ表彰の基準のひとつに 加えたらどうかと思います。</p>
男女平等参画課長		<p>例えば東京都ではいろいろな部門に分けて評価をして います。いろいろな視点から評価の設定が可能だと思 います。</p>
委員J		<p>作業部会の構成メンバーには様々な課の方が出ていま すが、選考委員会が立ち上がったら作業部会の方はどの ように関わっていくのでしょうか。 また、どのように作業部会の構成メンバーを決めたので しょうか。</p>
男女平等参画課長		<p>産業振興課は立川市内の産業部門と関連があり、仕事 の中には労政が入っていて労政全般を扱っている部門で す。ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援対策推 進本部は東京都では産業推進課で行っていることもあ</p>

	<p>り、ワーク・ライフ・バランスとは関連のある課です。</p> <p>協働推進課は事業所表彰というよりも個別計画の中の自治会活動への参加の呼びかけと関連してきます。</p> <p>保育課、子育て推進課はこの分野では必ず関連してきます。ここで選んだ各課で関連する事業を行っていますので、各課長に関連する事業を行っている係長もしくは主任を推薦していただきました。選考委員会と作業部会は関連付けて考えてはおりません。選考委員会はどのようなメンバーがいいのかを作業部会のメンバーが検討します。もし、市が関連して事務局を置くとありますとこの中の誰かが担うことはあるかもしれません。</p>
委員G	<p>表彰する事業所はどのような基準で決めていくのでしょうか。</p>
総合政策部長	<p>審査委員会の中で年度ごとに審査基準を決め、例えばそのときに10項目の基準を作るのであれば10点満点で評価できるような仕組みを作り、それをベースに公募をかけることになると思います。本日お配りしたのは伊丹市の事例ですが、こういった他市の事例なども参考にして、審査項目を作っていくというのもひとつの方法だと思います。</p>
委員G	<p>審査委員会の各委員の評価を10点満点で出して、それを合計して点数の高い順に決定していくのでしょうか。</p>
男女平等参画課長	<p>選考方法については先ほどの話も含めましてまさに現在検討しているところでして、できるだけ公正に分かるような形のもので、作って行きたいと思っております。現在のところは伊丹市をモデルにして作っているというわけでもありません。ひとつの例として捉えていただければ結構です。</p>
議長	<p>続きまして、第2分科会のご説明をお願いします。</p>
男女平等参画課長	<p>第2分科会のテーマであります、雇用の場における男女平等参画の促進（女性の起業や再就職支援のためのしくみづくり）について説明いたします。個別計画としては次に掲げる4つの事業があります。①起業のための相談業務やセミナー等の実施②運転資金の融資あっせん③起業を目指す女性のグループ化の支援④ハローワー</p>

	<p>ク等との連携による就労支援です。①④に関連するものとして(仮称) 女性の就職相談事業を検討しております。内容としましては東京しごとセンター多摩や商工会議所等と連携し、女性総合センターにおいて女性専用ブースを設置した就職相談説明会などを行ないます。現在、東京しごとセンター多摩に 23 年度事業として実施を要請中です。このほか、独自の講座や図書館の企業就職コーナーと連携して情報提供等を行ないたいと思います。</p> <p>④に関連するものとして(仮称) 女性の再就職支援のためのサイト構築事業を検討しております。女性の再就職支援のための求人サイトを民間求人広告企業等に委託して構築し、情報提供していきます。②③に関連するものとして起業のための融資あっせんを検討しております。これは女性に特化した融資制度等としてではなく、現在の「運転資金あっせん融資」や「創業資金あっせん融資」制度を活用について、女性の利用が促進されるよう、制度の周知に力を入れていきます。①③に関連するものとして起業のための相談業務やセミナー等の実施を検討しています。これは政策金融公庫や立川商工会議所等と連携し、セミナーや起業講座を実施します。また、受講者のフォローアップやグループ化については、現在検討中です。また「女性の再就職支援のためのサイト構築」については、23 年度新規事業として検討中です。</p> <p>委員 F ハローワーク等との連携による就労支援についてですが、女の人が離婚をして一人親となった場合、生活が苦しいという人がかなり増えています。そういう人のための就労を斡旋してあげてほしいです。特に求職中に保育ができないために、ストレスがたまり虐待などに発展してしまうこともあります。求職している女性のための保育を充実させてほしいです。</p> <p>委員 I 再就職支援のためのサイト構築事業というのは一見すると魅力的に見えますが、ハローワークの求人もインターネットから検索できるようになっています。これから新しく立ち上げるサイトとの差異は何でしょうか。</p>
--	--

	<p>単にサイトを立ち上げるだけではなく、就労しやすい環境づくりにまで含めた形のものにしなければ有効に活用されないで形だけで終わってしまうと思います。</p> <p>今、保育に預ける要件の中に求職活動というのが入っていません。保育園を探しても、職探しのためという理由で申し込んでも入れないという実態があります。そういった基準を見直していこうという動きはあります。学童保育についても6時で終わりますので、都心部で働いている方は6時に帰ってくることはほとんど不可能です。</p> <p>7時8時までやればいいのですが、自分で帰らせなければならぬ場合は、安全上問題があります。市内全部は難しいと思いますが、幾つかの所でサポート体制がとれるような整備を図って行きたいと思っております。</p> <p>ご質問にありました、ハローワークの求人サイトとの違いについてですが、ハローワークの求人サイトは広範囲の地域を対象にしていますが、新しいサイトで考えているのは、立川市周辺の事業所で特に女性が働きやすい職場があればそういうところを優先的に出していくことでハローワークの求人サイトとは違うことをやっていくつもりです。今後、もう少し具体化をさせてみなさんにお示ししたいと思います。</p> <p>資料について質問します。女性の就職相談事業のところに関連する個別計画に「起業のための相談業務やセミナー等の実施」と「ハローワーク等との連携による就労支援」が挙がっていますが、これは両方包含されているという意味でしょうか。両者は性格が違うと思います。</p> <p>具体的にお答えいたしますと、東京しごとセンター多摩と打ち合わせをした際に女性総合センターで再就職支援のための就職説明会を開くというお話が出てきました。その中で女性専用のブースを作ることで女性が利用しやすくなるのではないかと思われました。東京しごとセンター多摩は再就職支援以外にも起業というところで講座を持っているなどいろいろなことができます。現在は予算査定の段階で事業はまだ具体化しておりません。事業に幅を持たせる意味で女性の就職相談事業の中に</p>
総合政策部長	
委員C	
男女平等参画課長	



	<p>両者を入れました。</p> <p>委員 J 商工会議所が入っているビルで、市の職員の方が仕事に関する相談をされていると思いますが、それとは別に考えていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>総合政策部長 中央図書館には就労支援コーナーがありまして、そこで週に一回就労相談の専門員を配置して、相談事業を行っています。図書館のコーナーは商工会議所と連携して資料の提供などをしてしていますがそれは情報提供にとどまります。資料が並んでいたり相談員が説明するだけですので、仕事センター等と一緒にやるのは、具体的に「こういう求人が来ていますよ」というようなお話をしたり、再就職に必要な資格の相談をするような、ノウハウを提供するような相談を連携してやっていこうと考えています。</p> <p>委員 J 起業のための融資あつせんが審議会の審議事項に入っていて違和感がありました。運転資金の融資あつせんでなぜそれを審議会のほうで審議するのかと思ったのですが、今回は起業のためと書かれていたので少し分かりました。実際に現在、市内で起業をした方に聞くと融資のハードルが非常に高いということをおっしゃっていました。要するに女性であるということと実績が無いことだと思うのですが、お金を借りるためには夫が保証人になってようやく借りられるという、ある意味で屈辱的な制度になっているということを聞いています。男女平等であれば女性でも起業しているいろいろなことをされている方がいると思います。あつせんの検討課題で審議会は何を求められているのでしょうか。あつせん制度の周知のほうをどうするのかということでしょうか。それとも、制度自体を女性が起業しやすくなるように借りやすくするよう検討するということでしょうか。何をこの審議会で話し合えばいいのかが見えてきませんので、そのご説明をお願いします。</p> <p>総合政策部長 行政側の内部の検討では、今の制度を超えて何かやるというのは難しいと思っております。制度があるから周知して使ってもらいましょうというのが検討の現状です。</p>
--	---

	<p>審議会の中でもっと使いやすい制度にするべきじゃないのかという意見があれば、この審議会からの意見として挙げていただきたいと思います。これもこの審議会の役割でもあります。</p> <p>委員 J 実際起業しやすい制度に変えていく必要があると思いますので、資料を次回までに作っていただければ、検討できると思います。情報がないと審議ができませんのでよろしくをお願いします。</p> <p>委員 E 先ほど、お金を借りるためには夫が保証人になってようやく借りられるというのが屈辱的とおっしゃっていましたが、男性が借る場合も妻が保証人にならないと借りることはできません。男性、女性ではなく世帯で括っています。一つ伺いたいのですが、東京しごとセンター多摩はどういう組織ですか。</p> <p>男女平等参画課長 東京都が作りまして、財団法人として国分寺に事務所を持っております。様々な事業を行っておりまして「再就職支援セミナー」などを行っています。簡単に言いますと東京都が設置した仕事に関するワンストップサービスセンターです。</p> <p>委員 I 先ほどの起業のための融資あっせんの中で制度の周知をしていくことは当然のこととして、とにかく利用しやすいように制度を見直す必要があると思います。世帯ごとに信頼性を見るというのは問題があると思います。例えばDVで被害者の女性がもう一度生活を作り直していくときには、自分の名前などを匿名にしなければならない状況があります。それだけで起業という夢が絶たれてしまいます。そういう意味では女性が広く使いやすいようにしていくための仕組みづくりをしていかないとこれまでとなんら変わらないと思います。</p> <p>それから起業のための相談業務やセミナー等の実施とありますが、7～8年前とやっていることが変わらないなと思ってチラシなどを見えています。保証人などをクリアして起業するところまでは何とかできて、フォローアップの問題が出てきます。大変な状況の中でアドバイスが必要なこともありますし、経験の少なさからどうす</p>
--	---

	<p>ればいいか分からないときに相談に乗ってくれる体制が必要だと思います。これは、女性の自立支援には共通して言えることだと思います。資料には受講者のフォローアップやグループ化については、検討中となっていますが、この検討中のところこそ今必要なことだと思います。分科会のなかで本当に大変なところが何なのかを見極めていただいで議論してほしいと思います。</p>
男女平等参画課長	よく意見を踏まえまして、作業部会に返し検討したいと思います。
議長	続きまして、第3部会についてご説明をお願いします。
男女平等参画課長	配偶者からの暴力の防止(早期発見と被害者支援のしくみづくり)について説明いたします。個別計画としてつぎの5つの事業があります。①庁内連絡体制の拡充②関係機関の役割分担の体系化③婦人相談員が確実に相談に応じられる体制の整備④庁内の各種手続きの簡素化と被害者認定制度などの検討⑤関係機関との積極的な連絡調整です。①②④に関連する事業として、関連部門の担当者に対する効果的な研修会の実施を検討しております。また、カード(定型様式)を作成し、これを活用して事務対応していくことを検討しております。③に関連する事業として、婦人相談員が確実に相談に応じられる体制の整備について検討しております。生活福祉課に婦人相談及び母子自立支援業務を行い、保護を求められたときすぐに生活保護をかけて対応できる職員が複数名配置されることが求められております。
委員J	ご説明にありました、婦人相談員と自立支援業務というのは職員が複数名配置されることが求められるということで、現状よりも職員の数を増やすという解釈でいいですか。
総合政策部長	去年までは一人でやっていましたが、今年から職種はいろいろありますが、二名体制にしております。母子自立支援業務というのは生活福祉課ではなく別の部署で担当している職員もおりますので、トータルでは3名以上の体制になっています。職員ですから人事ローテーションがあります。相応しい職員がいればいいのですが。

委員 J	専門性が必要なのに異動する可能性があるということですか。
総合政策部長	職員の採用のあり方そのものに関係してくるのでこれは人事と相談する必要があります。立川市の場合、基本的に専門職は採らない方針でやっています。
委員 J	資料の中に予算要求に向け検討中とかかれていないのですが、要求はしないのですか。
総合政策部長	22年度に増員しましたので、一年やって足りるのか足りないのかということは主管課のほうから、出てくるかもしれません。
委員 J	資料の文章には職員が複数名配置されることが求められるとありますので変えていただいたほうがいいのではないのでしょうか。
委員 I	私は変えないほうがいいと思います。職員が複数名配置されることが求められるとあるのは現場からの切なる声じゃないかなと思います。一人体制であったことが異常だったと思います。もう一人入ったからといって異常じゃなくなったというわけではないと思います。立川市の女性相談員さんは本当に良くやっているとありますが、万が一その方が倒れてしまった場合にはDV被害者の女性のライフラインが切れてしまうと思うくらいに恐ろしいことだと思います。今年から2人体制になったからよしとするのではなく、もっと増員すべきところだと思います。
総合政策部長	立川市は現状では他市、あるいは東京都女性相談センターで受けるべき相談をかなりの件数を受けています。その辺を整理したうえで、それでも人が足りないということで初めて、増員要求があるものと思っております。
委員 I	本来受け付けるべきでない相談と思われるかもしれませんが、相談を受ける立場の人から見れば、目の前に助けを求めている人がいて、それを他所で受けてくださいというのは、難しいことだと思います。
委員 E	私は業務の整理はきちんとしたうえで、人員要求をするべきだと思います。

委員 A	住民票がどこにあっても立川市に居住実態があれば立川市の援助を得られるのですよね。
事務局	一時保護地で援助を行いますので、東京都の女性相談センターで相談しても、結局は立川市の婦人相談員が呼び出されて対応するようになります。
委員 I	居住地以外のところに相談に来られる方について非難すべきことじゃないと思います。命からがらで何とか窓口にとどり着いた人がそこではなくあっちに行つてという話は何度も聞いたことがあります、これこそが非難されるべきことだと思います。その時に東京都の女性相談センターへ行かせても、福祉事務所は逃げ込んだところが担当することになっています。
委員 G	婦人相談員は法令上、人口規模による人数や資格の有無など規定されているのでしょうか。
総合政策部長	そういった規定はありません。
委員 B	各分科会の構成員の男女比を見ますと第 1 部会が男性 3 人女性 3 人、第 2 部会が男性 2 人女性 4 人、第 3 部会が男性 1 人女性 8 人となっています。業務の内容から女性が多いのはいいと思うのですが、選考するときを考慮したのでしょうか。
事務局	また、すべての部会に男女平等参画課長が入っていますが、課長が入る必要があるのでしょうか。作業部会は幹事会の下にできております。上の部会との報告や調整をする意味で課長が全部の部会に入っております。
総合政策部長	基本的にこの作業部会は係長、主任級で構成するようにしています。一つの会ですのでそこを仕切る座長が必要になりますので、それをこの計画の主管である男女平等参画課長が座長の役割を果たしています。そのために、メンバーとしてここに入れてあります。課長はこの会の取りまとめですので、基本的には構成員の皆さんがいろいろな意見を出し合つて最後に取りまとめていくという役割を担っております。
男女平等参画課長	部会のメンバーは各担当部署の課長に検討課題を知らせたうえで検討する分野に詳しい方にメンバーに入つ

	<p>ていただくよう推薦依頼を出しました。こちらから、性別に条件をつけてはおりません。各課長の判断により選んでいただいた結果、このような男女比になっております。</p> <p>総合政策部長 作業部会の上に推進委員会という委員会があります。座長は私でメンバーは関係部署の課長が入っています。男女8対8くらいで会を構成しています。作業部会で偏った意見が出た場合はこの推進委員会で修正されると思います。</p> <p>議長 本日はこれで終了します。事務局の方にはもう少し具体化した案を次回までに準備していただきたいと思っております。</p>
--	---